

小規模多機能居宅型介護 (小規模多機能ホームいやさか) 運営規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人播陽灘が運営する小規模多機能型居宅介護の事業の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営方針)

第2条 本事業所は、要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

- 2 本事業所は利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における日常生活の継続を支援するよう努めるものとする。

事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 小規模多機能ホーム いやさか
(2) 所在地 兵庫県姫路市木場 1429 番地 127

第2章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う
(2) 介護支援専門員 1名 介護支援専門員は登録者にかかる居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たる。

- (3) 介護従業者 通いサービスの利用者3名に対して1名以上
訪問サービス担当1名以上
(夜間)1名以上

介護従業者は登録者の居宅を訪問して指定小規模多機能型居宅介護を提供するとともに、事業所において通い及び宿泊の利用者に対し指定小規模多機能型居宅介護を提供する。

看護師 1名 登録者の健康状態を把握し、関係医療機関との連携を行う。

(職員の勤務体制等)

第5条 事業所の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 管理者は毎月の勤務割表を、その前月の末日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。職員の体調不良などによるシフト編成を行う場合はこれに限らず。
- 3 管理者は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 登録定員及び利用定員

第6条 当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 1 登録定員 29名
- 2 通いサービス 18名
- 3 宿泊サービス 9名

第4章 サービス内容・介護計画

(サービス内容及び手続の説明および同意)

第7条 事業所は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 事業所は正当な理由なくの小規模多機能型居宅介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービス（以下「居宅介護サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無 および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、居宅介護サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業所は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要共同生活介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第12条 事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次第第13条に掲げるサービスを柔軟に組み合わせる

こととする。

利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

【指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の内容】

第13条 指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

通いサービス 7:00~22:00 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

宿泊サービス 22:00~7:00 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

訪問サービス 24時間利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。

- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

【短期利用居宅介護】

第14条 事業所は、利用者の状態や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対する指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合に、登録定員の範囲内で、空いている宿泊室等を利用し、短期間の指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護(以下「短期利用居宅介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用居宅介護は、当該指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の登録者数が登録定員未満であり、かつ、以下の算式において算出した数の範囲内である場合に提供することができる。

(算定式)

当該事業所の宿泊室の数×(当該事業所の登録定員-当該事業所の登録者の数)
÷当該事業所の登録定員(小数点第1位以下四捨五入)

- 3 短期利用居宅介護の利用は、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等が疾病等やむを得ない事情がある場合は14日以内)の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該(介護予防)小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(サービス開始・終了)

第15条 事業所は、身体上又は精神上著しい障害があるために介護を必要な者に対し、小規模多機能型居宅介護サービスを提供する。

- 2 事業所は、利用申込者の数が登録定員から利用者の数を差し引いた数を超過している場合には、小規模多機能型居宅介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、小規模多機能型居宅介護サービスを受ける必要性が高いと認められる利用申込者を優先的に利用させるよう努めるものとする。

- 3 事業所は、利用申込者の利用に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、管理者、介護職員、介護支援専門員、看護職員等の職員の間で協議する者とする。
- 6 事業所は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅に自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、その者およびその家族の希望、その者がサービス終了後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な日常生活のために必要な援助を行う。
- 7 事業所は、利用者のサービス終了後に際しては、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めるものとする。

第5章 サービス（処遇）内容及び費用の額

（サービスの取扱方針）

- 第16条 事業者は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- 2 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮するものとする。
 - 3 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、利用者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 事業所は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要共同生活介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に小規模多機能型居宅介護サービスを提供するものとする。
 - 5 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
 - 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 9 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ③ 介護職員その他の従業者に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
 - 10 事業所は利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に利用できるようにするものとする。

（施設サービス計画）

- 第17条 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを入所者に強制することとならないように留意するものとする。
- 2 当該施設サービス計画の内容には、当該施設の行事及び日課等も含むものである。

(介護)

- 第18条 事業所は、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 事業所は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
 - 4 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 事業所は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う入浴、排せつ、食事等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 事業所は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 事業所は、利用者に対しその負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
 - 9 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に利用者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

- 第19条 事業所は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

(相談及び援助)

- 第20条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

- 第21条 事業所は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
 - 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図りつつ、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

- 第22条
- (1) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (2) 提供を行うことに伴い必要となる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。）

- (3) サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。
- 2 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第23条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない居宅介護サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した居宅介護サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第24条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待を防止するための委員会の開催、指針の整備、従業者に対する研修の実施
 - ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ③ その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第6章 事業所の利用に当たっての留意事項

(事業所の利用に当たっての留意事項等)

- 第25条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。
- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
 - (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
 - (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- 2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。
- (1) 事業所の秩序を乱す行為をしたとき
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
 - (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時における対応)

- 第26条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または事業所の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。
- 2 入居者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合のため、あらかじめ医師との連絡方法その他の緊急時等における対応方法を定めておく。

(事故発生時の対応)

- 第27条 事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

第8章 その他運営に関する事項

(衛生管理等)

第29条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(苦情処理)

第30条 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した小規模多機能型居宅介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第31条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第32条 事業所は、居宅介護支援事業者など又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者など又はその従業者から、当該事業所からの利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の揭示)

第33条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(会計の区分)

第34条 事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区

- 分するものとする。
- 2 小規模多機能型居宅介護の経理は、社会福祉法人播陽灘経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

- 第35条 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(運営推進会議の開催)

- 第36条 事業所は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置する。指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、おおむね2か月に一回以上、運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表する。

(虐待防止に関する事項)

- 第37条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待を防止するため従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族など高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(法令との関係)

- 第38条 この規程に定めのない事項については、「姫路市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準の定める条例(平成24年12月21日条例第53号)」、「姫路市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに姫路市指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法などに関する基準の定める条例(平成24年12月21日条例第54号)」、定めるところによるものとする。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。